

最低賃金法が変わります

最低賃金法の一部を改正する法律については、平成19年12月5日に公布され、平成20年7月1日から施行されました。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっております。

今回の最低賃金法の改正は、最低賃金制度について、そのよ
うな社会経済情勢の変化に対し、必要な見直しをすること
としたものです。

地域別

最低賃金はこうなります

地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。最低賃金の具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。

地域別最低賃金の不払の場合の罰金の上限額が引き上げられます

地域別最低賃金の不払の場合の上限額が2万円から50万円に引き上げられます。

産業別

最低賃金はこうなります

産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反

(産業)の最低賃金が適用されま
す。

最低賃金額の表示が時間額のみになります

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみになります。支払われている賃金が、日給、月給など時間額以外で定められている場合には、それを時間額に換算して比較してください。

監督機関に対する申告規定が設けられます

労働者は、事業場に最低賃金法令に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるよう求めることができます。ようになります。さらに、使用者は、申告したことを理由として、申告した労働者に対し、解雇などの不利益な取扱をしてはならない規定も設けられます。

問い合わせ

- 都道府県労働局又は労働基準監督署
- 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>
- 神奈川県労働局ホームページ
<http://www.kana-rou.go.jp>

カーブミラーが



きれいに
なりました

カーブミラーの清掃を6月14日(土)に、大磯建設協会が実施しました。

発展はもとより、公共の福祉を増進することを目的に設立されています。

当日は多数の協会会員の皆様にご協力をいただき、カーブミラーをきれいにさせていただきました。

毎年ボランティア活動の一環として町内に設置されているカーブミラーを清掃しています。

大磯建設協会は町内の建設業者で構成され、建設業の健全な

◎問い合わせ
地域協働課 ☎内線266

防犯灯・カーブミラーにかかる

樹木の枝下ろしにご協力を

町では、安全・安心まちづくりの一環として、防犯灯やカーブミラーの整備を行っています。毎年夏になると樹木が生い茂り、防犯灯の明かりをさえぎったり、

場合があります。防犯灯やカーブミラーの設置場所付近の方は樹木の枝下ろしをお願いします。

カーブミラーが見えにくくなったりして、役目を果たさなくな

◎問い合わせ
地域協働課 ☎内線266